

株式会社ログバイオパワーふくしま 発電所の公害防止等に関する 協 定 書

伊 達 市
株 式 会 社 ロ グ

株式会社ログバイオパワーふくしま発電所の公害防止等に関する協定書

伊達市(以下「甲」という。)と株式会社ログ(以下「乙」という。)は、伊達市環境基本条例(平成22年3月18日条例第2号)第15条の規定により、乙が伊達市梁川町やながわ工業団地1-5、1-43に設置するバイオパワーふくしま発電所(以下「事業所」という。)について、次のとおり公害防止等に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、事業所の操業に伴う公害の発生を防止し、環境負荷の低減を図るとともに、健全で快適な環境を保全することを目的とする。

(事業者の責務)

第2条 乙は、事業所の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止策の実施に努める。

(法令の遵守)

第3条 乙は、事業所操業にかかるすべての関連法令を遵守する。

(大気汚染防止策)

第4条 乙は、大気汚染防止のため、事業所におけるばい煙発生施設から排出される排出ガスについて、別表第1の1に掲げる基準を遵守する。

2 乙は、福島県生活環境の保全等に関する条例を遵守するとともに、甲が行う施策に協力する。

3 乙は、第1項のばい煙発生施設に、窒素酸化物等の排出濃度等に関わる自動測定装置を設置し、別表第1の2に掲げる常時監視を行う。

4 乙は、第1項のばい煙発生施設に、ボイラーの炉内温度に関わる測定装置を設置し、監視を行い、炉内温度を記録及び保存すること。

(水質汚濁防止策)

第5条 乙は、水質汚濁を防止するため、事業所からの排水について、別表第2に掲げる基準を遵守する。

(地下水汚染防止策)

第6条 乙は、地下水汚染を防止するため、適切な措置を講じる。

(土壌汚染防止策)

第7条 乙は、土壌汚染を防止するため、適切な措置を講じる。

(騒音・振動防止策)

第8条 乙は、事業所から発生する騒音・振動を防止するための適切な策を講じ、敷地境界線において騒音については別表第3の1騒音の規制基準に掲げる基準を、振動については別表第3の2振動の規制基準に掲げる基準を遵守する。

（悪臭防止策）

第9条 乙は、事業所から発生する悪臭を防止するため、適切な策を講じ、敷地境界において別表第4に掲げる基準を遵守する。

（地盤沈下防止策）

第10条 乙は、事業所の操業と相当因果関係のある地盤沈下が起きた場合、乙が法律上の責任の範囲内で、適切な措置を講じる。

（化学物質対策）

第11条 乙は、事業所の操業に伴い使用又は副生する化学物質（以下「化学物質」という。）による環境汚染を未然に防止するため、その性状等をSDS（安全データシート）等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については環境中への排出を抑制する。

（放射能対策）

第12条 乙は、事業所の操業に使用する燃料について、放射能濃度を測定するとともに各種法令に基づいて適切な対応を行う。

2 乙は、事業所の操業に伴い発生した焼却灰等について、放射能濃度を測定するとともに各種法令に基づいて適切な対応を行う。

（廃棄物対策）

第13条 乙は、事業所の操業に伴って生じる焼却灰等の廃棄物について、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適切な処理を行う。また、乙の事業年度終了後、遅滞なく処理状況が示されたマニフェスト等の書類の写しを甲に提出する。

（燃料）

第14条 乙は、乙の事業年度始めに当該年度における燃料使用計画を甲に報告する。燃料は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき認定された再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画上の使用燃料とする。

2 乙は、燃料性状の品質管理を徹底し、飛散等を防止するため、適切な措置を講じる。

3 乙は、使用する燃料の調達状況及び性状の品質を証明するものを使用するまでに、甲に提出する。

（運搬）

第15条 乙は、事業所の操業により必要となる燃料や、発生した焼却灰等の運搬について、各種法令に基づいて適切な対応を行う。また、通勤や通学（7：00～8：00）及び夜間（20：00以降）の時間帯に運搬は極力行わないものとする。

（関連事業者に対する責務）

第16条 乙は、乙以外の者が事業所内で作業する場合にあっても、公害防止等についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

（測定、報告及び公表）

第17条 乙は、別表に定める環境負荷項目等の測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲に報告するとともに、乙のホームページにおいて公表する。

（公害発生時等の措置）

第18条 乙は、事業所の操業若しくは施設の故障、破損その他の事故若しくは気象条件等の悪化により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲若しくは乙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止その他必要な措置を講じ、また、発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告する。

（損害賠償）

第19条 この事業活動により発生したと認められる公害、災害、被害等が発生した場合、乙は調査を行った上で問題の速やかな解決に取り組み、損害が生じた者に対しては相当因果関係のある範囲で損害の賠償を行う。

（報告及び立入調査）

第20条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し、報告を求めることができる。また、乙へ事前に連絡し、甲の職員及び甲が必要とする者（3名以内）を同行して事業所内に立入調査することができる。

（施設の設置等の協議）

第21条 乙は、施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき、並びに化学物質を追加使用しようとするとき（以下「新設等」という。）は、甲と事前に協議する。

2 乙は、前項の新設等のうち、周辺環境への影響が維持又は低減されるものについては、報告をもって前項の事前の協議に代える。

（施設の廃棄等対策）

第22条 乙は、発電事業が終了した時点で必要となる設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用を計画的に積立てる。また、乙の事業年度終了後、遅滞なく積立状況を証明する書類を甲に提出する。

2 乙は、発電事業が終了した時は、設備の解体・撤去及び処分を適切に行う。

（景観の保全等）

第23条 乙は、構内緑化、環境の美化及び景観の保全を積極的に推進する。

（環境保全施策への協力）

第24条 乙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境保全のために必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

（環境保全活動の推進等）

第25条 乙は、環境情報の公表や事業所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進するとともに、地域住民からの苦情や要望には誠意をもって対応する。また、環境マネジメントシステム等の環境保全活動を推進する。

2 乙は、社会的責任の一環として様々な分野で地域社会に貢献する活動を積極的に推進する。

（違反時の措置）

第26条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は、乙に対して必要な指示を行い、乙はこれに従う。

（その他）

第27条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

（協定の効力発生日）

第28条 この協定は、事業所が商業運転を開始した日から効力を有する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

福島県伊達市保原町字舟橋 1 8 0 番地

甲 福島県伊達市

伊達市長 須田 博行

群馬県太田市西新町 1 3 - 3

乙 株式会社 ログ

代表取締役 金田 彰

別表第 1（第 4 条、17 条関係）

1 排ガスの排出基準（運転開始後 1 年間）

No.	項目	基準値等	測定	公表	報告
1	窒素酸化物（NO _x ）	250ppm以下	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度
2	硫黄酸化物（SO _x ）	K 値 17.5 以下	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度
3	ばいじん	0.3g/m ³ N 以下	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度
4	塩化水素（HCl）	200mg/m ³ N 以下	6 か月 に 1 度	6 か月 に 1 度	6 か月 に 1 度
5	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度

排ガスの排出基準（運転開始後 2 年目以降）

No.	項目	基準値等	測定	公表	報告
1	窒素酸化物（NO _x ）	250ppm以下	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度
2	硫黄酸化物（SO _x ）	K 値 17.5 以下	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度
3	ばいじん	0.3g/m ³ N 以下	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度	2 か月 に 1 度
4	塩化水素（HCl）	200mg/m ³ N 以下	6 か月 に 1 度	6 か月 に 1 度	6 か月 に 1 度
5	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	年 1 回	年に 1 度	年に 1 度

※上記値は酸素濃度 6 % 換算値とする。

※ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素の基準値は、ボイラーの起動時及び停止時を除いた操業時 1 時間当たりの平均値とする。

※ダイオキシン類の値は 1 回の測定をもってその値とする。

※ばい煙量等の測定は大気汚染防止法施行規則に準じて測定する。

2 排出濃度の常時監視

No.	項目	計器監視	公表
1	窒素酸化物（NO _x ）	常時	日平均値を週に一度
2	硫黄酸化物（SO _x ）	常時	日平均値を週に一度
3	ばいじん	常時	日平均値を週に一度
4	塩化水素（HCl）	常時	日平均値を週に一度

※日平均値はボイラーの起動時及び停止時を除いた操業時 1 日当たりの平均値とする。

別表第 2（第 5 条、第 17 条関係）

法定有害物質に係る排水基準

No.	種類	許容限度	測定・公表・報告
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ	測定：2 回/年 公表：2 回/年 報告：2 回/年 ※測定のための試料は、測定しようとする排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること
2	シアン化合物	0.5 mg/ℓ	
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	1 mg/ℓ	
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ	
5	六価クロム	0.2 mg/ℓ	
6	ヒ素及びその化合物	0.1 mg/ℓ	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ	
8	アルキル水銀	検出されないこと	
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ	
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ	
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ	
12	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ	
13	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ	
14	1・2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ	
15	1・1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ	
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ	
17	1・1・1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ	
18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ	
19	1・3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ	
20	チウラム	0.06 mg/ℓ	
21	シマジン	0.03 mg/ℓ	
22	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ	
23	ベンゼン	0.1 mg/ℓ	
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ	
25	ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ	
26	ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg	
28	1・4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ	

備考

- この表に掲げる数値の検定方法は排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）に定める方法による。
- 「検出されないこと。」とは、1 の検定方法により排出先の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

法定項目に係る排水基準

No.	種類	許容限度	測定・公表・報告
1	水素イオン濃度 (PH)	5.8～8.6	測定：2回/年 公表：2回/年 報告：2回/年 ※測定のための試料は、測定しようとする排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること
2	生物学的酸素要求量 (BOD)	40 mg/ℓ (日間平均 30 mg/ℓ)	
3	浮遊物質 (SS)	70 mg/ℓ (日間平均 50 mg/ℓ)	
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1 mg/ℓ (鉱油類含有量)	
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	10 mg/ℓ (動植物油類含有量)	
6	フェノール類含有量	1 mg/ℓ	
7	銅含有量	2 mg/ℓ	
8	亜鉛含有量	2 mg/ℓ	
9	溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ	
10	溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ	
11	クロム含有量	2 mg/ℓ	
12	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	
13	窒素含有量	120 mg/ℓ (日間平均 60 mg/ℓ)	
14	りん含有量	16 mg/ℓ (日間平均 8 mg/ℓ)	

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたもの。
- 2 この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法に定める方法による。

法定外項目に係る排水基準

No.	種類	許容限度	測定・公表・報告
1	ニッケル含有量	2 mg/ℓ	測定：2回/年 公表：2回/年 報告：2回/年
2	色度	排出先の公共用水域の水質に著しい変化を与えないこと	測定：2回/年 公表：2回/年 報告：2回/年
3	温排水	排出先の公共用水域の水質に著しい変化を与えないこと	測定：2回/年 公表：2回/年 報告：2回/年

備考

- 1 この表に掲げる数値の検定方法は、JIS 規格 K0102 に定める方法による。

排水温度の計器監視

No.	種類	計器監視	公表
1	温排水	毎日	週に一度

別表第 3（第 8 条関係）

1 騒音基準値

昼間	朝・夕	夜間
75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

※昼間とは午前 7 時から午後 7 時まで、朝とは午前 6 時から午前 7 時まで、夕とは午後 7 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までとする。

※騒音の測定方法は JIS 規格 Z8731 に定める方法によるものとし、騒音の大きさの決定は県条例施行規則に準じるものとする。

※騒音測定位置は別紙 1 に記載の箇所とする。

2 振動基準値

昼間（7：00 から 19：00）	夜間（19：00 から 7：00）
65 デシベル以下	60 デシベル以下

別表第 4（第 9 条関係）

悪臭基準値

敷地の境界線の地表 における基準	煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
	地上 5 m 以上 30 m 未満の高さ	地上 30 m から 50 m 未満の高さ	地上 50 m 以上の高 さ
18	36	38	41

※この基準は事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とする。

別表第 5（第 17 条関係）

1 地下水測定基準

No.	測定項目	計器監視	公表	報告
1	揚水量	毎日	週に一度	2 か月に 1 度
2	井戸水位	毎日	週に一度	2 か月に 1 度

2 排水量測定基準

No.	測定項目	計器監視	公表	報告
1	排水量	毎日	週に一度	2 か月に 1 度

別表第 6（第 12 条、第 17 条関係）

放射能測定基準（運転開始後 1 年間）

No.	測定項目	計器監視	測定	公表	報告
1	燃料	計測器にて週 1 回	1か月に1度	1か月に1度	1か月に1度
2	ばいじん	—	1か月に1度	1か月に1度	1か月に1度
3	焼却灰	—	1か月に1度	1か月に1度	1か月に1度
4	事業所敷地	1 か月に 1 度	—	1か月に1度	1か月に1度

放射能測定基準（運転開始後 2 年目以降）

No.	測定項目	計器監視	測定	公表	報告
1	燃料	計測器にて週 1 回	2か月に1度	2か月に1度	2か月に1度
2	ばいじん	—	2か月に1度	2か月に1度	2か月に1度
3	焼却灰	—	2か月に1度	2か月に1度	2か月に1度
4	事業所敷地	2 か月に 1 度	—	2か月に1度	2か月に1度

※燃料、ばいじん、焼却灰については放射能濃度を測定すること。

※燃料の計器監視は、使用前に測定すること。

※燃料、ばいじん、焼却灰の測定とは、外部専門業者による測定とする。

※事業所敷地については、別紙 2 に記載の 4 箇所の空間線量率を測定する。